

仕事と家庭の両立のための環境の整備

- 仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めるため、積極的な周知啓発活動を行っています。
- 仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及を促進するため、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標や、「両立支援のひろば」(<http://www.ryoritsushien.jp/>)の利用等による活用を進めるとともに、ファミリー・フレンドリー企業に向けた取組を積極的に行い、その成果があがっている企業に対して均等・両立推進企業表彰（詳しくは4ページ）を行っています。

- 育児や家族の介護を行う労働者が安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備を行う事業主に対し、助成金を支給しています。
- 急な残業などの際の保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター（地域において育児の相互援助活動を行う会員組織）の設置促進を図っています。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳（一定の場合は、1歳半）に達するまで（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）の育児休業の権利を保障
- 常時介護を必要とする状態に至るごとに、対象家族1人につき1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障

※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度
 - ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

- 小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を義務づけ

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として介護休暇付与を義務づけ

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

- 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。

改正法の施行日：原則として平成22年6月30日（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日）